大阪大学産業科学研究所共通実験棟レンタル倉庫利用に関する内規

（趣旨）

第１条　この内規は、大阪大学産業科学研究所共通実験棟レンタル倉庫（以下「レンタル倉庫」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用目的）

第２条　レンタル倉庫は、大阪大学産業科学研究所スペースの有効活用と適切な利用管理のため、有償で保管スペースを貸し出しするものとする。

２　レンタル倉庫の１区画面積は概ね６㎡とする。

（利用対象）

第３条　レンタル倉庫を利用することができる者は、産業科学研究所所属の研究者とし、分野・施設等につき１区画とする。

なお、区画に余裕がある場合は、分野・施設等の区画制限を緩和することができる。

（利用申請）

第４条　レンタル倉庫の利用を希望する研究者が所属する分野の代表者（以下「研究代表者」という。）は所定の申請書により、施設委員長に申請をしなければならない。

（利用許可）

第５条　施設委員長は、利用の申請があったときは、施設委員会に諮り、利用を許可するものとする。

（利用許可の取り消し）

第６条　施設委員長は、レンタル倉庫の利用を許可した利用者が、この内規及び利用許可条件に違反したときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

（利用期間等）

第７条　レンタル倉庫の利用は年度ごとの更新とする。

（遵守事項）

第８条　利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

⑴　許可された目的以外の用途に利用しないこと。

⑵　次条に定める額の利用負担金を負担すること。

（利用負担金）

第９条　レンタル倉庫の利用負担金は、１区画につき年額１１，０００円（税込）とするが、負担金は年度ごとに見直すこととする。

附　則

この内規は、令和３年１月２１日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年１２月２３日から施行する。